

## 令和2年度(2020年度)予算の編成方針について

### 1 経済状況と国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が令和元年9月19日に公表した月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とし、先行きについては「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」とする一方で、「通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と指摘している。

政府が令和元年6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針2019)では、「積極的な経済政策によって名目GDPと実質GDPが過去最大規模に達し、雇用・所得環境も大きく改善している。しかし、中長期的な視野では、人口減少・少子高齢化の急速な進展が経済成長を制約する要因となる中で、誰もがいくつになっても活躍できる社会を構築するために、一人一人の人材としての質を高める「人づくり革命」とともに、デジタル化を原動力とした「Society5.0」の実現を加速しなければならない。その中で、年齢が働くことの制約とならないよう、これまでの考え方や諸制度を見直し、働き方を自由に選べる中で社会保障の支え手を拡大しながら、全世代型社会保障を実現していくことが不可欠である」としている。

さらに、令和元年7月31日に「令和2年度予算の概算要求基準」が閣議了解され、引き続き「骨太の方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

令和2年度においては、これらの国の経済財政運営の動向や「社会保障と税の一体改革」等の特に市の予算への影響が大きい取組の情報収集に努め、十分留意する必要がある。

### 2 本市の財政状況

本市の財政状況は、平成30年度一般会計決算では、実質収支が約12億8千万円の黒字となった。

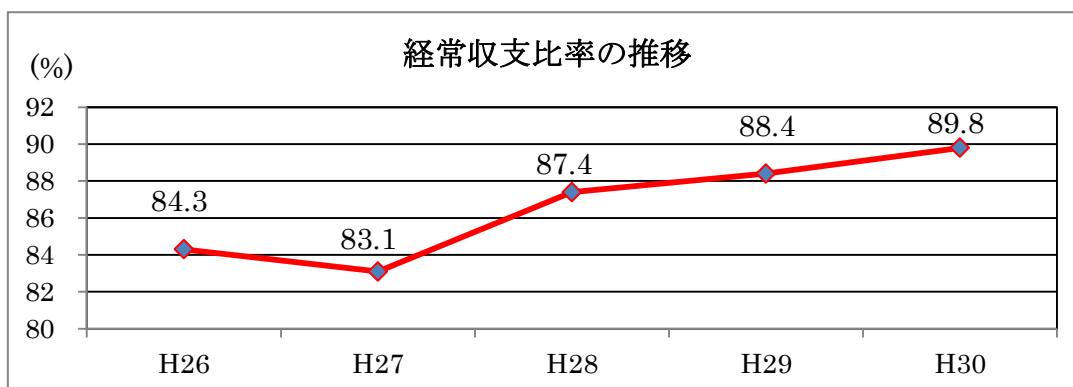
平成30年度決算額について、歳入では、全体の16.0%を占める市税収入のうち、個人市民税1.6%、法人市民税16.9%、固定資産税1.6%の減収となり、市税総額は3.2%の減となった。地方交付税については、普通交付税が減収となるも、平成30年7月豪雨災害による特別交付税の増収により、合わせて1.3%

の増収となり、一般財源等は2.7%の増となった。

歳出では、災害対応に伴う時間外手当の増等により人件費が0.8%の増となったが、扶助費が2.6%の減となり、義務的経費は0.3%の減となった。投資的経費は、普通建設事業費が北房地域新教育環境施設整備事業、中央図書館施設整備事業等の事業完了により47.7%の減となり、歳出全体で9.6%の減となった。

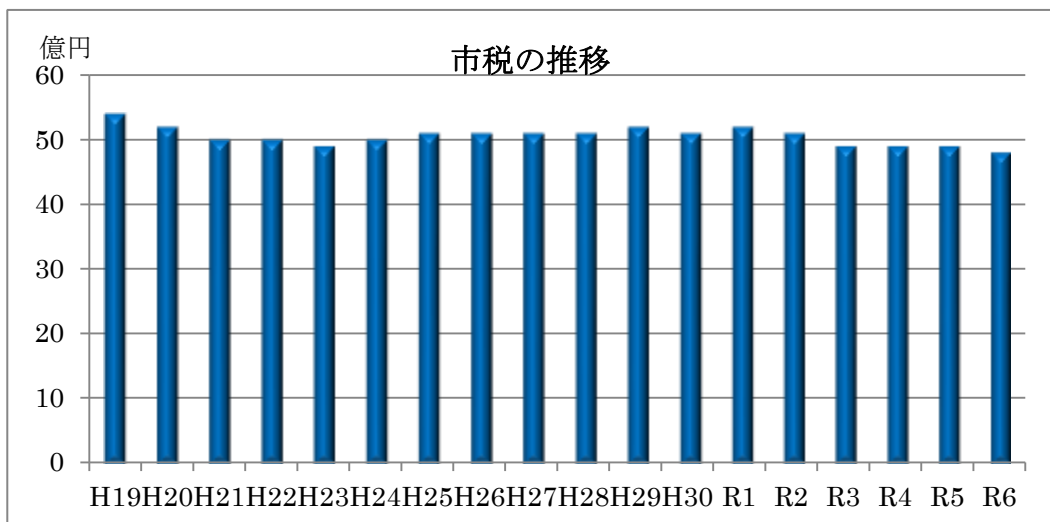
なお、平成30年度決算における実質公債費比率は、普通交付税が合併特例措置の段階的縮減の影響で減となったこと等により、前年度より0.8ポイント悪化して9.8%となった。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より1.4ポイント悪化して89.8%となり、財政構造の硬直化が進む結果となった。

以上のことから、一般会計の歳入全体に対する市税収入の割合が15%程度の本市の財政にとっては、地方交付税等の財源に依存しなければならない状況に変わりなく、平成27年度から始まった普通交付税の合併特例措置の終了に加え、人件費、公債費など義務的経費の増加により、今後の財政運営は一層厳しさを増すものと見込んでいる。

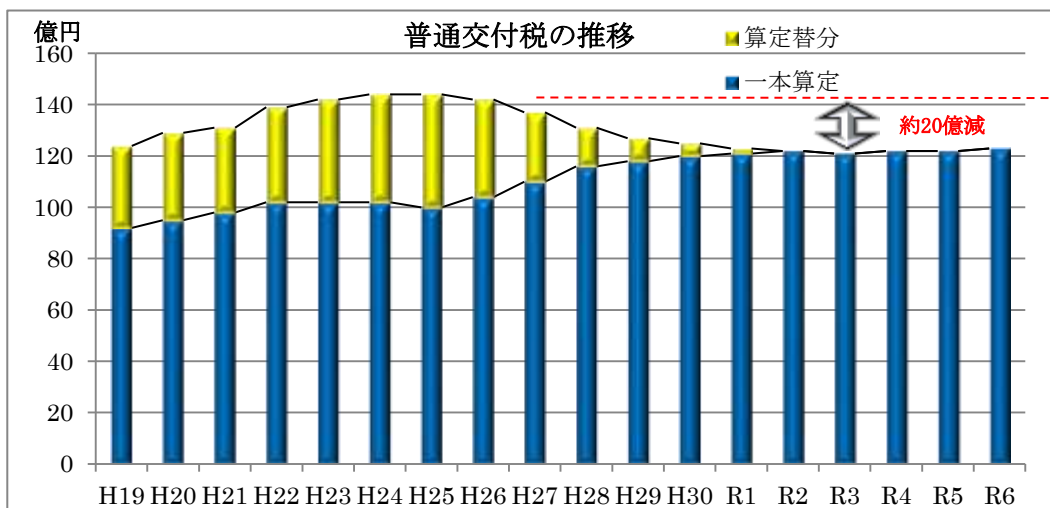


### 3 財政の見通しと今後の対策

#### (1) 市税の推移 (R1以降は令和元年10月の財政の見通しによる推計)



#### (2) 普通交付税の推移 (R1以降は令和元年10月の財政の見通しによる推計)



#### (3) 歳入・歳出の推移 (令和元年10月の財政の見通しによる推計)

(単位：百万円)

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
歳入	31,659	29,955	29,438	29,619	29,161	29,116	28,751
歳出	29,602	29,955	30,444	30,652	30,266	30,272	29,948
収支	2,057		▲1,006	▲1,033	▲1,105	▲1,156	▲1,197

令和元年10月における財政の見通しでは、市税収入の大幅な回復が見込めない中、合併特例措置の終了に伴う普通交付税の減により、一般財源の確保が非常に困難な状況であり、令和元年度に引き続き令和2年度も収支が赤字となる厳しい財政状況が見込まれる。このことから、国・県の予算編成の動向に細心の注意を払い、制度改正の時宜にかなった処置を講ずる等、あらゆる手段で歳入確保の徹底を図るとともに、前例踏襲という固定観念から脱却し、効果や目標から逆算した事業の再構築を進めなければならない。

#### 4 予算編成の基本方針

真庭市の人口は平成30年度の1年間で743人の減少となり、特に出生者数は平成29年度から2年連続で300人を割り込み271人となった。今後も少子化傾向が続くことが予想されるが、人口減少のスピードを少しでも緩やかにし、できるだけ早く年齢構成のバランスを改善に向かわせなければならない。

有史以来経験したことのない課題に向き合い、令和元年度は、「安全・安心で魅力的な地域づくり」、「力強い循環型の地域経済づくり」、「持続可能な真庭の環境づくり」、「夢ある子育て、「ひと」づくりと豊かな文化づくり」に重点を置いて、多発する災害から市民の命を守り、日本の中山間地域における地方分散型のモデルとなることを目指して諸施策に取り組んでいる。

今後も「SDGs未来杜市」として相互に尊重し合う共生社会を形成し、全ての人が存在感を持って輝く「真庭ライフスタイル」の実現を推進していかなければならない。

令和2年度予算については、「第2次真庭市総合計画」に沿って、行政評価を十分に踏まえた上で、地域資源を活用しながらヒト、モノ、カネが地域内で循環する「回る経済」の確立を見据えて、永続的な地域発展を意識した将来投資は積極的に行うこととする。また、出生率の向上や健康寿命の延伸などの人口自然減対策に加えて、地域価値を高めることで交流、定住を促す社会減対策も講じるなど、知恵と工夫を凝らして人口減少対策を一層進化させる予算編成とする。

#### 5 予算編成に際しての留意点

今後、さらに厳しくなる財政状況を踏まえ、予算編成は、次の点に留意し、歳入歳出全般について、大胆な見直しを行うこととする。

##### (1) 財源の確保

市税や地方交付税等の確保はもとより、国・県補助制度及び民間資金の活用、市有未利用地等の売却、市税滞納金や税外未収金の回収、受益に対する適正な分担金・負担金の徴収、使用料等の適正化などのあらゆる歳入確保策

を講じること。特に、民間資金の活用については、民間、財団等が実施する助成制度等の情報収集に努め、積極的に活用するなど、新たな財源確保策に取り組むこと。

また、ふるさと納税制度については、市民や行政、企業など多様な主体が一体となって寄附文化の醸成を図るとともに、市外居住者・企業からの寄附の受入れに積極的に取り組むこと。

なお、国・県補助制度であっても必要性、事業効果、経費負担等について十分検討を行うこととし、補助金の縮小、廃止等があった場合は、原則として事業そのものも併せて縮小、廃止等すること。

## (2) 事業の効率化

無駄を省き、効率的な行政運営を実施するという観点から、前例踏襲することなく、全ての事業について、ゼロベースによる見直しを行うこと。

また、他団体の同種の事務事業に係る経費水準との比較を実施し、施策効果の割に、相対的に経費水準が高い分野については、大胆な見直しを行うこと。

## (3) 部局間の連携・調整、重複事業の一元化

複数の部局にまたがる政策課題については、事前に関係部局間で十分な調整を行い、重複事業を排除し、事業の一元化を図ること。

部局横断的に取り組む施策については、他部局の事業への参加、共同開催等、効果的な施策の実施を推進し、積極的な部局間連携を図ること。

## (4) スクラップ・アンド・ビルドと事業の終期設定

新規事業又は既存事業の拡充は、その事業が真に市民ニーズに基づくものかどうか、本来市が行うべきものかどうか、目的及び達成目標が明確になっているかどうか等について、十分な検討を行うこと。

また、予算要求において、その財源は既存事業の廃止、縮小等により捻出するスクラップ・アンド・ビルドを前提とすること。

さらに、新規事業については、必ず事業の終期又は見直し時期を設定すること(サンセット方式)とし、その期間は、原則として3年以内とすること。

## (5) 役割分担の明確化とアウトソーシングの推進

国、県、市、関係団体及び市民のそれぞれが果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。

また、民間に任せることにより、サービスの質の向上及び経費の削減を図ることが可能な分野については、「真庭市アウトソーシング基本方針」に基づ

き、アウトソーシングを積極的に検討することとし、既に真庭市アウトソーシング実施計画の対象事務事業とされているものは、速やかに実施すること。

#### (6) 各種団体等に対する補助金及び負担金等について

補助金及び負担金については、「補助金・負担金の交付に関する指針」に示す補助金等交付・見直しの基本方針に基づき、次の重点項目により見直しを行うこと。

- ア 補助対象範囲の明確化
- イ 補助の整理統合による効率化
- ウ 終期の設定によるサンセット化
- エ 事業費補助への移行
- オ 新規、拡充の場合の全体最適化
- カ 補助金交付先団体の財政強化

#### (7) 行政評価の反映

限られた予算を有効活用し、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、事務事業の評価結果を予算要求に反映すること。評価結果を踏まえて事業の抜本的な見直しを行い、妥当性・効率性・有効性等の視点により優先順位を精査し、予算の重点化を図ること。

また、新規事業の提案については、事前評価を適切に実施すること。

#### (8) 公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等に関する様々な課題に適正に対処するために策定した「真庭市公共施設等総合管理計画」の基本方針に留意しつつ、ライフサイクルコストを意識した施設管理を推進し、トータルコストの縮減及び平準化を図り、財政負担の軽減に努めること。

### 6 市債の活用方針

市債については、後年度の財政負担を考慮し、抑制を基調とするが、地方交付税により措置される市債については、優先的に活用を図ることとする。

#### (1) 過疎債及び辺地債の活用

過疎計画及び辺地計画に掲げる事業については、それぞれ過疎債又は辺地債を活用することができるが、活用にあたっては真に過疎債及び辺地債を充当すべき事業であるか否かの見極めを十分に検討した上で活用することとする。また、過疎債については、充当可能となるソフト事業の事業化の検討を積極的に行うこととし、それぞれの活用にあたっては、総合政策課及び財政

課と協議の上、要求を行うこと。

## (2) 合併特例債の活用

真庭市建設計画に掲げる事業については、合併特例債を活用することができるが、充当に関する考え方は過疎債及び辺地債同様、真に充当すべき事業であるか否かの見極めを行うこととする。

なお、合併特例債は、起債活用期限が令和6年度までに限られていることから、効果的に活用することはもとより、他の財源確保に努め、積極的にそれらへの転換を進めること。

## 7 後年度負担の把握等

計画的な財政運営を確保するため、各種事業について、常に事業に係る人件費を含む後年度負担の見込みを把握し、将来多大な財政負担をもたらすことのないよう十分検討を行うこと。

また、普通交付税の合併特例措置終了に伴い一般財源が減少していく状況を常に意識し、事業化に当たっては、後年度負担の軽減を図るため、常に財源の最も効率的な活用が図られるよう配慮すること。

## 8 年間総合予算

令和2年度当初予算は、当該年度中に見込まれる財政需要の全てを当初予算に計上する年間総合予算として編成し、年度途中における補正は、次に掲げる事業等の特別の理由がある場合を除き、補正は行わないので、予測される全ての歳入、歳出について厳重に見積りを行った上で要求すること。

- (1) 国県等の補助事業採択等による事業
- (2) 人事異動及び給与改定に伴う人件費
- (3) 災害復旧事業
- (4) その他補正で対応することが適切と認められる事業

## 9 特別会計及び企業会計に関すること

特別会計及び企業会計への繰入金、補助金は、一般会計に多大な影響を及ぼしており、適正化を図る必要があることから、事業内容を十分に精査し、必要な見直しを行うとともに、次の点について留意すること。特に、特別会計及び企業会計の財源不足額について、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、会計内での調整を基本とし、会計の健全かつ安定的運営に努め、国が示す繰出基準等に基づかない基準外の繰入金(赤字補てん等)となる一般会計からの繰入金の解消を目指すとともに、計画的に縮減を図ること。また、外部団体に対する負担金等については、当該団体の収支状況及び負担内容等の精査を行

い、その必要性や負担割合等の適否について、十分な検討を行うこと。

- (1) 特別会計は、原則として独立採算制の堅持に努めるとともに、一般会計に準じ管理的経費の増嵩を避け、それぞれの会計の設置目的に沿って、年間必要額の積算を行うこと。
- (2) 公営企業会計は、一般会計との間の経費負担区分の明確化を図るとともに、経営の総点検を実施し、業務運営の合理化及び能率化に徹し、長期的見通しに立って企業としての独立採算制、経営の健全化、効率化を基礎とした予算見積りを行うこと。

## 10 予算要求基準

歳出予算の分類及び要求基準は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 経常経費【経常A】

行政運営上必要となる経費(施設管理費、行政運営費等)及び義務的経費(人件費、扶助費、公債費等)に係る経費であり、令和2年度予算の要求に当たっては、義務的経費及び個別に積算を要する経費を除き、消費税増税分を含み平成31年度当初予算比100%以内で要求すること。ただし、消費税増税により増額が見込まれる光熱水費、燃料費などの固定経費、会計年度任用職員制度に伴う業務の見直しによる委託経費等については、平成31年度当初予算額と令和2年度必要額を比較し、不足する場合は別途要求を認める。また、すべての費目において予算査定の対象とする。

また、消耗品や備品費等の事務関係経費の節減を図り、必要最小限の経費を要求すること。

### (2) 投資経費【政策A】

普通建設事業等(ハード事業)に係る経費であり、事業実施に伴う人件費を含めたランニングコスト等の後年度における負担についても検討を行い、事業の必要性、効果を明確にした上で、必要最小限の経費を要求すること。

### (3) 政策経費【政策B】

政策的事業(ソフト事業)、繰出金及び各種補助金等に係る経費であり、積極的なCAPDの活用により、継続・拡充・廃止・新規事業の創設などについて判断し、実効性のある事業として要求すること。特に補助金については、交付対象及び目的、効果について十分に検討し、最小の経費で最大の効果を生み出す取組とすること。